

令和7年度第1回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会

日時: 令和7年7月1日(火) 9時30分から10時30分
会場: 吹田市役所高層棟3階 災害対応オペレーションルーム

次 第

- 1 補助制度の概要等について ……[資料1]

- 2 令和7年度障害者福祉施設等整備補助事業者の募集について
 - (1) 募集要項及び審査基準について ……[資料2-1][資料2-2]

 - (2) 審査調書(様式)及び添付書類について ……[資料2-3]

 - (3) 配点について ……[資料2-4]

- 3 令和7年度障害児施設等整備補助事業者の募集について
 - (1) 募集要項及び審査基準について ……[資料3-1][資料3-2]

 - (2) 審査調書(様式)及び添付書類について ……[資料3-3]

 - (3) 配点について ……[資料3-4]

補助制度の概要等について

1 制度について

(1) 概要

障がい者及び障がい児が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、施設整備を行う事業者に対し補助金を交付する制度。実施主体は ①国 + ②都道府県、政令市又は中核市。中核市移行に伴い、本市は令和2年度から実施主体となった。

(2) 補助事業者の決定までの流れ

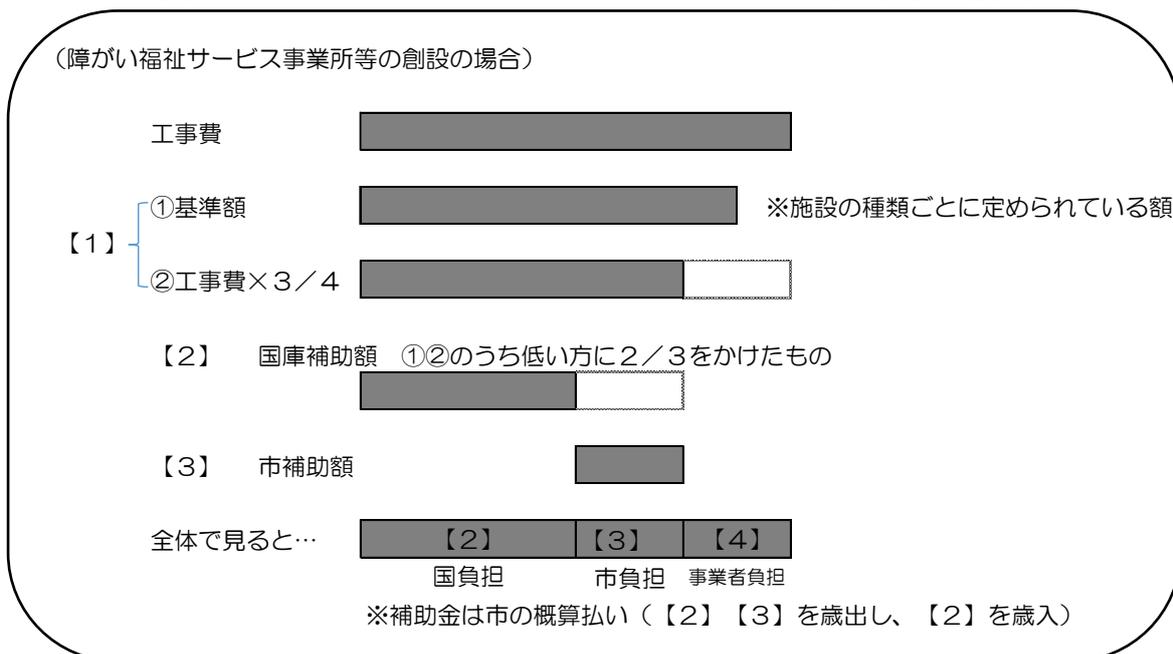
整備事業者は市と事前協議のうえ、市へ協議書を提出する。

市は選定委員会において審査を実施し、選定された事業者は国庫補助協議の候補事業者として国に協議書を提出する。国庫補助協議を経て、内示を受けた事業者に対し補助金が交付される。



(3) 国、市及び事業者負担額のイメージ

工事費×3/4 or 国の補助基準額 のうち低い額・・・【1】
 【1】×2/3 ・・・・・・・・【2】 国負担額
 【1】×1/3 ・・・・・・・・【3】 市負担額
 残りの工事費 ・・・・・・・・【4】 事業者負担額



2 こども家庭庁設置に伴う取扱いの変更

(1) 対象となる国庫補助金について

令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、障がい児施設整備に係る補助については、従前の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」ではなく、「次世代育成支援対策施設整備交付金」から補助されることとなった。

(2) 上記に伴う吹田市での取り扱いについて

根拠となる補助金に変更されたものの、従前から障がい児施設の整備についても選定委員会における審議対象となっていたことから、選定委員会の機能としては同様とすることを前提に、以下のとおりの取り扱いとする。

ア 選定委員会では、障がい者施設・障がい児施設ともに審議の対象とする。

イ 補助金の根拠が異なることから、補助金交付要領・募集要項・審査基準等については別で作成するものとし、選定委員会における案件としてもそれぞれ別とする。

3 スケジュール

令和7年度審査案件（令和8年度整備）の場合

年度	月	法人	吹田市	国
令和7年度	5月～7月	市への事前相談		
	7月		選定委員会（1回目） 審査基準の承認 整備事業者の募集	
	8月	市への協議書提出締切		
	9月			
	10月			
	11月		選定委員会（2回目） 審査	
	12月			
	3月		国への協議書提出	
令和8年度	4月～5月			国庫補助協議
	6月			内示
	7月～3月	工事（3月までに完了） 実績報告（3月）		
令和9年度	4月～5月	施設開設 [事業開始]		補助金交付

令和7年度（2025年度）
吹田市障害者福祉施設等整備補助事業
補助事業者募集要項（案）

令和7年7月

吹田市

福祉部 障がい福祉室

1 趣旨

障がい者が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第7期吹田市障がい福祉計画」（以下「障がい福祉計画」という。）に基づき、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助協議対象となる、障害者福祉施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。

令和7年度に選定する整備事業者は、原則令和8年度に障害者福祉施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知（以下「国補助要綱」という。）」に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設及び内容

- (1) 国庫補助要綱第2の4の表(3)又は(4)に規定する施設のうち、同表に規定する設置者により設置された施設
- (2) 国庫補助要綱第2の3第2号の表及び第3号の表で規定する整備内容であるもの
- (3) 本市の障がい福祉計画その他本市の障がい者等施策における方針に適合しているもの

4 応募資格

- (1) 整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- (3) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- (1) 法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
- (2) 建設用地の確保が確実であると認められること
- (3) 整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること
※この補助事業は、原則、単年度に完了する必要がある事業です。（建築、消防等の各検査及び完了検査をもって事業完了となります。）

6 スケジュール

事項	時期
市への事前相談	令和7年5月23日～7月31日
市への協議書提出	令和7年8月29日まで
選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査）	令和7年10月下旬～11月下旬頃
選定結果の通知	令和7年12月中旬頃
国庫補助協議の実施通知	令和8年3月頃
国庫補助協議	令和8年3月以降
国庫補助金交付内示	令和8年6月頃

7 申請手続

(1) 事前相談

ア 受付期間

令和7年5月23日（金）から令和7年7月31日（木）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 相談先

福祉部 障がい福祉室 計画グループ

ウ 方法及び順序

電話、メール等で連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

（ア）申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

（イ）事前相談は、法人代表者、施設長（予定者）又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

(2) 申請

ア 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

（1）イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。（郵送不可）

8 提出書類の作成、提出にあたって

(1) 書類作成について

ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします（手書き不可）。

イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿

入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。

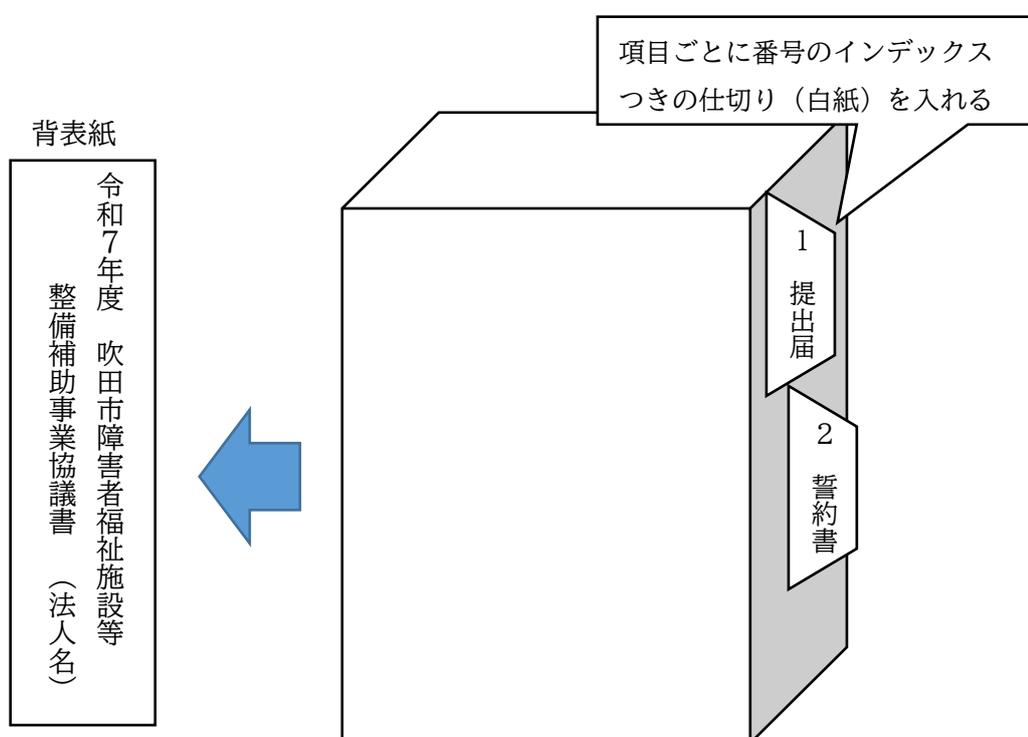
イ 提出書類は最終的に12部（事務局分、選定委員分、国庫協議提出分）提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。

ウ 提出書類の製本について

(ア) 各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。

(イ) 書類ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れること。

(ウ) 各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和7年度吹田市障害者福祉施設等整備補助事業協議書」及び事業者名（法人名）を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和7年度吹田市障害者福祉施設等整備補助審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。（プレゼンテーション審査の際、提出書類以外の資料を使用する場合は、事前に市へ相談してください。）

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

※応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。

(3) 選定方法

合計点数から審査基準「Ⅱ 障がい福祉計画との関連性等」の点数（70点）を除いた点数において、各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、各委員が得点率（合計点数を満点で除して計算した割合に、小数第2位を切捨てた値）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い順に優先順位を付します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議により決定します。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。補助金の交付時期は、工事完了後に提出いただく実績報告の受理後となります。

10 その他留意事項

- (1) 本募集要項のほか、国補助要綱及び吹田市障害者福祉施設等整備補助金交付要領を熟読してください。
- (2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。
- (3) 選定後、整備計画に重大な変更等が生じ、国庫補助協議で変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。
- (4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。（様式は任意）
- (5) 選定された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- (6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (7) 国の令和7年度補正予算による社会福祉施設等施設整備費の募集がある場合は、本募集要項による手続を経て選定された事業者のうち、希望する事業者について国庫協議を行います。（この場合、スケジュールが前倒しになります。）募集があれば、対象者に別途お知らせします。

11 問い合わせ先（相談先・提出先）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 福祉部 障がい福祉室 計画グループ（低層棟1階 116番窓口）

電話：06-6384-1349（直通）

FAX：06-6385-1031

令和7年度 吹田市障害者福祉施設等整備補助 審査基準(案)

資料2-2

審査項目	No	評価基準・視点等	配点
I 応募条件等			
事務局による確認	1	建設用地の確保が確実に認められること	—
	2	役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること(NPOは3名以上) ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと(ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人) ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること(NPOは規定なし) ・2名以上の監事を置いていること(NPOは1名以上) ・理事の員数を超える評議員を置いていること など ※ 厚労省通知「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)による。	—
	3	整備事業スケジュールが明確になっているか。整備期間内で完了し、円滑に開設が見込まれるスケジュールとなっているか。(設計、建築に係る諸手続、建設工事入札、建設工事施工、職員採用・研修、障害者総合支援法の事業所指定申請など)	—
II 障がい福祉計画との関連性等			
第7期吹田市障がい福祉計画との関連性	4	(1)共同生活援助(グループホーム)の整備 20点 (2)創設、増築など定員増を図る整備 10点 (3)重度障がい者(◆1)を受け入れる施設の整備 10点 (4)医療的ケア(◆2)を要する障がい者を受け入れる施設の整備 10点 (5)短期入所(ショートステイ)の整備 10点	60
国庫補助の「優先的な整備対象」との関連性	5	(1)別表【I】のAからタまでのいずれかに当てはまる整備 10点	10
III 法人の適格性			
法人の理念及び運営方針	6	法人の設立趣旨や理念、運営方針及び応募理由等から障がい者の尊厳の視点、障がい福祉事業の熱意が感じられるか。	10
適正な法人運営	7	(1)直近の指導監査及び過去3年の特別監査の結果が良好であるか。または、指摘事項を改善し、事業運営を行っているか。 (2)外部監査、第三者評価の導入を実施しているか。 [採点基準] 行政処分あり 0点 新設法人又は指導あり 3点 指導あり、外部監査又は第三者評価実施 4点 指導なし、外部監査又は第三者評価実施 5点	
IV 事業計画と事業概要			
整備の必要性	8	(1)整備の必要性が明確になっているか。 (2)(障がい福祉計画に定めるサービス見込量にかかわらず)待機者等の観点から整備の必要性があるか。 (3)既存の施設事業所等に対応できない理由があるか。	50
事業計画	9	(1)事業目的、取り組み内容及び事業展望が明確になっているか。 (2)定員に応じた利用者の見込みが確保されているか。	
地域交流・連携	10	(1)地域住民に対する説明が十分に行われているか、また行われる予定か。 (2)利用者が地域社会と日常的に交流が図れるよう配慮、計画等を行っているか。 (3)ボランティアの活用、地域や関係機関との連携など、地域福祉の推進に寄与する方針や具体的な取り組みについて検討しているか。	
障がい者の権利擁護	11	(1)障がい者への偏見や差別の解消への取組みが実践されるか。(啓発・権利擁護の発信) (2)虐待防止の措置が取られているか。(風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット、人権や技術研修の実施等)	
個人情報保護	12	(1)個人情報の保管・管理体制が十分に整備されているか。 (2)個人情報の取扱いについて、法令等に基づき、適正に行われているか。	
危機管理体制	13	(1)地震等による大規模災害や台風等による風水害等に対する対応の体制が整備されているか。 (2)事故防止、防犯対策、急病時対応等の体制が整備されているか。	
苦情解決体制	14	(1)苦情解決の体制が整備されているか。 (2)利用者やその家族等の声を職員で共有し、事業に反映させる仕組みがあるか。	
職員体制	15	[職員の処遇] 適正な労務管理や職員処遇の充実などに努めているか。	
	16	[職員確保] (1)安定したサービスを実施していくための職員の人材確保の取り組みはあるか。 (2)離職防止のため、働きやすい、長く働ける職場づくりに努めているか。	
	17	[職員の専門性向上] 人権擁護、各専門性の向上等、人材育成のための研修は十分に実施されているか。	
V 財務状況、資金計画			
基本財産	18	安定した運営が見込める基本財産を有しているか。 [法人格共通] 基本財産 ≥ 1,000万円	30
支払い能力	19	短期安定性 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100	
	20	資金繰り(借入金がある場合) [社会福祉法人の場合] 借入金償還余裕率 = [事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額 + (減価償却費 - 国庫補助金等特別積立金取崩額)] ÷ 借入金元利償還額 × 100 [NPO法人の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「経常収支差額」に置き換える。 [株式会社等の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「営業利益」に置き換える。	
設備投資の妥当性	21	長期持続性 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100	
財務基盤の安定性	22	自己資本比率 = 純資産 ÷ (純資産 + 負債総額) × 100	
資金計画	23	資金計画及び収支計画等から安定的な事業実施が見込めるか。	

◆1 重度障がい者とは、(1)障害支援区分5及び区分6の者 (2)行動援護対象者 (3)重度訪問介護対象者のいずれかに当てはまる者をいう。
◆2 医療的ケアとは、(1)レスピレーター(人工呼吸)管理 (2)気管内挿管、気管切開 (3)鼻咽喉頭エアウェイ (4)O2吸入 (5)吸引 (6)ネブライザー使用 (7)IVH (8)経管(経鼻・胃ろうを含む) (9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) (11)継続した透析(腹膜灌流を含む) (12)定期導尿 (13)人工肛門 (14)皮下注射(インスリン等含む)及び持続皮下注射ポンプの使用 (15)血糖測定 (16)痙攣時における座薬挿入、吸引及び酸素投与等の処置を指す。

小計 160点

令和7年度 吹田市障害者福祉施設等整備補助 審査基準(案)

資料2-2

審査項目	No	評価基準・視点等	配点
VI 加算要件(補助金の加算を算定する場合のみ)			
書類審査・プレゼン審査	24	施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。	20
	25	<日中活動事業を行う事業所における生産設備及び職業訓練設備等の整備の場合>整備を行うことにより、障がい者の職業能力の開発や就労支援の強化につながるか。	
	26	<障害者施設におけるリハビリ設備等の整備の場合>整備を行うことにより、障がい者の生活能力の維持・向上を図ることや介護職員の就労環境の改善につながるか。	
	27	災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。	20
28	障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペースとなっているか。		

加算を取らない場合 合計 160点
 就労・訓練事業等整備加算、大規模生産設備加算又は避難スペース整備加算のいずれかを取る場合 合計 180点
 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備加算と避難スペース整備加算の両方を取る場合 合計 200点
 ※ 審査の際は、合計得点に対する得点率で順位をつける。

別表【I】

ア	建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
イ	災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
ウ	災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備を行うもの
エ	洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕等事業及び移転改築整備を図るもの
オ	安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下、「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
カ	国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
キ	ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
ク	長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
ケ	「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
コ	平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの
サ	アスベストの除去等の整備を図るもの
シ	利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
ス	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
セ	文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
ソ	利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
タ	障害児入所施設に対する入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

令和7年度（2025年度）
吹田市障害児施設等整備補助事業
補助事業者募集要項（案）

令和7年7月

吹田市

児童部 すこやか親子室

1 趣旨

障がい児が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第3期吹田市障がい児福祉計画」（以下「障がい児福祉計画」という。）に基づき、次世代育成支援対策施設整備交付金の補助協議対象となる、障害児施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。

令和7年度に選定する整備事業者は、原則令和8年度に障害児施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害児施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

次世代育成支援対策施設整備交付金は、「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和6年9月2日こども家庭庁発こ成事第659号こども家庭庁長官通知（以下「国庫補助要綱」という。）」）に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設及び内容

- (1) 国庫補助要綱6（5）の表(1)ウに規定する施設のうち、同表に規定する設置主体により設置された施設
- (2) 国庫補助要綱5の表で規定する整備内容であるもの
- (3) 本市の障がい児福祉計画その他本市の障がい者等施策における方針に適合しているもの

4 応募資格

- (1) 整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- (3) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- (1) 法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
 - (2) 建設用地の確保が確実であると認められること
 - (3) 整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること
- ※この補助事業は、原則、単年度に完了する必要がある事業です。（建築、消防等の各検査及び完了検査をもって事業完了となります。）

6 スケジュール

事項	時期
市への事前相談	令和7年5月23日～令和6年7月31日
市への協議書提出	令和7年8月29日まで
選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査）	令和7年10月下旬～11月下旬頃
選定結果の通知	令和7年12月中旬頃
国庫補助協議の実施通知	令和8年2月頃
国庫補助協議	令和8年2月以降
国庫補助金交付内示	令和8年6月頃

7 申請手続

(1) 事前相談

ア 受付期間

令和7年5月23日（金）から令和7年7月31日（木）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 相談先

吹田市児童部すこやか親子室 障がい児通所受給者証担当

（詳細は、11 問い合わせ先（相談先・提出先）をご参照ください。）

ウ 方法及び順序

電話、メール等で連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

（ア）申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

（イ）事前相談は、法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

(2) 申請

ア 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

（1）イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。（郵送不可）

8 提出書類の作成、提出にあたって

(1) 書類作成について

ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします（手書き不可）。

イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。

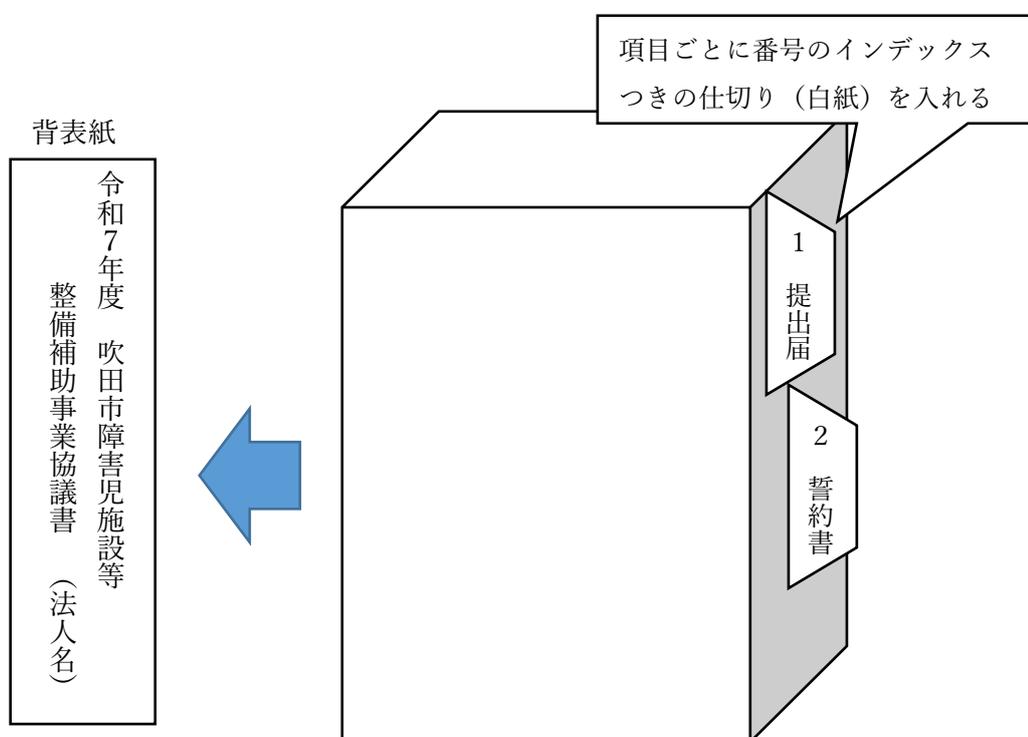
イ 提出書類は最終的に12部（事務局分、選定委員分、国庫補助協議提出分）提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。

ウ 提出書類の製本について

(ア) 各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。

(イ) 書類ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れること。

(ウ) 各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和7年度吹田市障害児施設等整備補助事業協議書」及び事業者名（法人名）を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和7年度吹田市障害児施設等整備補助審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。（プレゼンテーション審査の際、提出書類以外の資料を使用する場合は、事前に市へ相談してください。）

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

※応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。

(3) 選定方法

合計点数から審査基準「Ⅱ 障がい児福祉計画との関連性等」の点数（50点）を除いた点数において、各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、各委員が得点率（合計点数を満点で除して算出した数値）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い順に優先順位を付します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議により決定します。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。
また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。

10 その他留意事項

- (1) 本募集要項のほか、国庫補助要綱及び国庫補助要綱に付随する資料（質疑応答集や通知等）を熟読してください。
- (2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。
- (3) 選定後、整備計画に重大な変更等が生じ、国庫補助協議で変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。
- (4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。（様式は任意）
- (5) 選定された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- (6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (7) 国の令和7年度補正予算による国庫補助の追加募集がある場合は、本募集要項による手続を経て選定された事業者のうち、希望する事業者について国庫補助協議を行います。（この場合、スケジュールが前倒しになります。）募集があれば、対象者に別途お知らせします。

11 問い合わせ先（相談先・提出先）

〒564-0072 吹田市出口町19番2号 吹田市立保健センター3階
吹田市 児童部 すこやか親子室 障がい児通所受給者証担当
電話：06-6170-7224（直通）
FAX：06-6384-1175

令和7年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準(案)

資料3-2

審査項目	No	評価基準・視点等	配点
I 応募条件等			
事務局による確認	1	整備用地の確保が確実に認められること	—
	2	役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること(NPOは3名以上) ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと(ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人) ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること(NPOは規定なし) ・2名以上の監事を置いていること(NPOは1名以上) ・理事の員数を超える評議員を置いていること など ※ 厚労省通知「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)による。	—
	3	整備事業スケジュールが明確になっているか。整備期間内で完了し、円滑に開設が見込まれるスケジュールとなっているか。(設計、建築に係る諸手続、建設工事入札、建設工事施工、職員採用・研修、児童福祉法並びに障害者総合支援法の事業所指定申請など)	—
II 障がい児福祉計画との関連性等			
第3期吹田市障がい児福祉計画との関連性	4	(1)重症心身障がい児又は医療的ケア(◆1)を要する障がい児を受け入れる施設の整備 (2)居宅訪問型児童発達支援の整備 (3)創設、増築など定員増を図る整備	20点 10点 10点
国庫補助の「優先的な整備対象」との関連性	5	(1)別表【I】のAからSまでのいずれかに当てはまる整備	10点
III 法人の適格性			
法人の理念及び運営方針	6	法人の設立趣旨や理念、運営方針及び応募理由等から障がい児・者の尊厳の視点、障がい福祉事業への熱意が感じられるか。	10
適正な法人運営	7	(1)直近の指導監査及び過去3年の特別監査の結果が良好であるか。または、指摘事項を改善し、事業運営を行っているか。 (2)外部監査、第三者評価の導入を実施しているか。 [採点基準] 行政処分あり 0点 新設法人又は指導あり 3点 指導あり、外部監査又は第三者評価実施 4点 指導なし、外部監査又は第三者評価実施 5点	
IV 事業計画と事業概要			
整備の必要性	8	(1)整備の必要性が明確になっているか。 (2)障がい児福祉計画に定めるサービス見込量にかかわらず待機者等の観点から整備の必要性があるか。 (3)既存の施設事業所等に対応できない理由があるか。	50
事業計画	9	(1)事業目的、取り組み内容及び事業展望が明確になっているか。 (2)定員に応じた利用者の見込みが確保されているか。	
地域交流・連携	10	(1)地域住民に対する説明が十分に行われているか、また行われる予定か。 (2)利用者が地域社会と日常的に交流が図れるよう配慮、計画等を行っているか。 (3)ボランティアの活用、地域や関係機関との連携など、地域福祉の推進に寄与する方針や具体的な取り組みについて検討しているか。	
障がい児・者の権利擁護	11	(1)障がい児・者への偏見や差別の解消への取組みが実践されるか。(啓発・権利擁護の発信) (2)虐待防止の措置が取られているか。(風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット、人権や技術研修の実施等)	
個人情報保護	12	(1)個人情報の保管・管理体制が十分に整備されているか。 (2)個人情報の取扱いについて、法令等に基づき、適正に行われているか。	
危機管理体制	13	(1)地震等による大規模災害や台風等による風水害等に対する対応の体制が整備されているか。 (2)事故防止、防犯対策、急病時対応等の体制が整備されているか。	
苦情解決体制	14	(1)苦情解決の体制が整備されているか。 (2)利用者やその家族等の声を職員で共有し、事業に反映させる仕組みがあるか。	
職員体制	15	[職員の処遇] 適正な労務管理や職員処遇の充実などに努めているか。	
	16	[職員確保] (1)安定したサービスを実施していくための職員の人材確保の取り組みはあるか。 (2)離職防止のため、働きやすい、長く働ける職場づくりに努めているか。	
	17	[職員の専門性向上] 人権擁護、各専門性の向上等、人材育成のための研修は十分に実施されているか。	
V 財務状況、資金計画			
基本財産	18	安定した運営が見込める基本財産を有しているか。 [法人格共通] 基本財産 ≥ 1,000万円	30
支払い能力	19	短期安定性 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100	
	20	資金繰り(借入金がある場合) [社会福祉法人の場合] 借入金償還余裕率 = {事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額 + (減価償却費 - 国庫補助金等特別積立金取崩額)} ÷ 借入金元利償還額 × 100 [NPO法人の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「経常収支差額」に置き換える。 [株式会社等の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「営業利益」に置き換える。	
設備投資の妥当性	21	長期持続性 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100	
財務基盤の安定性	22	自己資本比率 = 純資産 ÷ (純資産 + 負債総額) × 100	
資金計画	23	資金計画及び収支計画等から安定的な事業実施が見込めるか。	

◆1 医療的ケアとは、(1)レスピレーター(人工呼吸)管理 (2)気管内挿管、気管切開 (3)鼻咽喉頭エアウェイ (4)O2吸入 (5)吸引 (6)ネブライザー使用 (7)IVH (8)経管(経鼻・胃ろうを含む)
(9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) (11)継続した透析(腹膜灌流を含む) (12)定期導尿 (13)人工肛門 (14)皮下注射(インスリン等含む)及び持続皮下注射ポンプの使用 (15)血糖測定 (16)痙攣時における座薬挿入、吸引及び酸素投与等の処置を指す。

小計 140点

令和7年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準(案)

資料3-2

審査項目	No	評価基準・視点等	配点
VI 加算要件(補助金の加算を算定する場合のみ)			
書類審査・プレゼン審査 訓練事業等整備加算又は大規模訓練設備等整備加算を算定する場合	24	施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。	20
	25	整備を行うことにより、障がい児の発達支援の強化、生活能力の維持・向上を図ることや職員の就労環境の改善につながるか。	
避難スペース整備加算を算定する場合	26	災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。	20
	27	障がい児等30人程度が長期的に避難生活が可能なスペースとなっているか。	

加算を取らない場合 合計 140点

訓練事業等整備加算又は大規模訓練設備等整備加算と避難スペース整備加算のいずれかを取る場合 合計 160点

訓練事業等整備加算又は大規模訓練設備等整備加算と避難スペース整備加算の両方を取る場合 合計 180点

※ 審査の際は、合計得点に対する得点率で順位をつける。

別表【I】

ア	建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
イ	災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
ウ	災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの
エ	洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
オ	安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下、「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
カ	国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
キ	平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
ク	アスベストの除去等の整備を図るもの
ケ	利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
コ	障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
サ	障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本方針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
シ	文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
ス	利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの